

事業者向け支援施策一覧

令和4年1月28日現在



※各施策の内容と申請期間は変更になる場合がありますので、必ず取り扱い機関等にご確認ください。
※下線部は、変更点など注意が必要な箇所となります。

新型コロナウイルス感染症関連

売上減少に対する支援金等

時短要請への協力金（飲食店向け）

■事業復活支援金【中小企業庁】

申請受付：令和4年5月31日まで

新

新型コロナウイルスの影響で売上げが減少した事業者へ、事業規模に応じた給付金を支給

対象：下記の①と②をいずれも満たす中堅・中小法人、個人事業主等
①新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けていること
②自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準期間の同月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少していること

上限金額：法人は上限最大250万円、個人事業主は上限最大50万円

給付金額：基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5

基準期間：「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間 ※売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること

対象月：2021年11月～2022年3月のいずれかの月

※基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること



■新型コロナウイルス感染症等緊急支援給付金（第2弾）【郡山市】

申請受付：令和4年2月10日まで

締切間近

新型コロナウイルスの影響で売上げが減少した事業者を支援

対象：①市内の宿泊業・飲食サービス業、及び市内宿泊業・飲食サービス業と直接・間接取引がある事業者
②新型コロナウイルス感染症拡大の直接的な影響とにより売上が減少した市内の事業者
要件：新型コロナ感染拡大により、2021年7月～12月のうち、任意の連続する3ヶ月間の売上総額が過去3年間（2018～2020年）同期と比較して15%以上減少している

給付額：15%～50%未満（店舗建物自己所有）10万円（1箇所賃貸）20万円（複数箇所賃貸）30万円
50%以上（店舗建物自己所有）20万円（1箇所賃貸）30万円（複数箇所賃貸）40万円

問合せ：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



■令和4年1月まん延防止等重点措置区域における時短要請協力金【福島県】

申請受付締切：未定

新

1/27～2/20までの時短要請に協力した飲食店への協力金

【要請内容】

通常の営業時間	ふくしま感染防止対策認定店		非認定店
21時を超えた営業	いずれかを選択		20時までの時短営業（酒類提供は終日停止）
	①21時までの時短営業（酒類提供は20時まで）	A方式	
	②20時までの時短営業（酒類提供は終日停止）	B方式	
20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業（酒類提供は終日停止）		B方式

対象：飲食店営業許可を受け、通常午後8時～午前5時を含む営業を行っている飲食店

主な要件：①まん延防止等重点措置区域内に対象店舗を有すること
②令和4年1月27日午後8時～2月21日午前5時までの期間の時短要請に協力したこと
④同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避ける等の要請内容に応じること
③対象店舗において時短営業の案内を掲示していること 等

支給金額：売上高方式（A方式：2.5万円～7.5万円/日・B方式：3万円～10万円/日）
売上高減少方式：前年度又は前々年度からの1日あたり売上額×0.4（上限20万円）

※ふくしま感染防止対策認定店はA方式・B方式を選択可、非認定店はB方式のみ

問合せ先：福島県時短要請コールセンター TEL.024-521-8562（9:30～17:30）

※後日専用コールセンター開設予定



■持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）【中小企業庁】

第6回申請：令和4年3月9日まで

小規模事業者のポストコロナに対応するビジネスモデル転換への取組や感染防止対策費の一部を支援

対象者：小規模事業者 補助率：3/4 上限額：100万円

対象経費：対人接触機会減少を目的としたテイクアウト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築など
※感染防止対策費について、補助金総額の1/4（上限25万円）を補助対象経費に計上可能

特別措置：2021年1月以降の月の売上高が2019年又は2020年の同月比で30%以上減少している場合、補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/2(最大50万円)へ引上げ

問合せ：郡山商工会議所 中小企業相談所 TEL. 024-921-2620・2621



■持続化補助金（一般型）【中小企業庁】

第7次締切：令和4年2月4日

締切間近

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

対象：商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者等

補助率等：2/3（上限額50万円）

補助対象：売上・販路拡大のための取組み（店舗改装、チラシ作成、広告掲載など）

問合せ先：郡山商工会議所 中小企業相談所 TEL. 024-921-2620・2621



■事業再構築補助金【中小企業庁】

第5回公募：令和4年2月中開始予定

ポストコロナ・ウィズコロナ時代に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援

対象：以下の要件をすべて満たす企業・団体

- ①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ前同期と比較して10%以上減少
- ②事業計画を金融機関等と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成を見込む
※申請にはGビズIDプライム登録が必要（取得に2週間程度かかります）

対象経費：建物費、設備費、システム購入費、外注費、技術導入費、研修費、販売促進費 等

補助額：中小企業 100万円～1億円 中堅企業 100万円～8,000万円

補助率：中小企業 2/3～3/4 中堅企業 1/2～2/3 問合せ：事務局 TEL. 03-4216-4080



■ものづくり・商業・サービス補助金【中小企業庁】

第9次申請：令和4年2月8日まで

締切間近

革新的サービス開発・生産プロセス改善のための設備投資等を支援

補助上限：一般型1,000万円・グローバル展開型3,000万円

補助率等：〔通常枠〕中小企業1/2 小規模企業者・小規模事業者2/3〔低感染リスク型〕2/3

要件：以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行

・付加価値額 + 3%以上/年 ・給与支給総額 + 1.5%以上/年

・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円

※申請にはGビズIDプライム登録が必要（取得に2週間程度かかります）

問合せ先：サポートセンター TEL.050-8880-4053（10：00～17：00※土日祝を除く）



郡山商工会議所では無料の個別相談会を実施しています

- 雇用＆労務個別相談会
- グループ補助金・BCP策定個別相談会
- 各種補助金向け事業計画作成個別相談会

左記テーマ別の無料個別相談会を随時開催しております。お気軽にお問合せください。



<お問合せ> 郡山商工会議所 中小企業相談所 TEL. 024-921-2620・2621 FAX. 024-921-2640

新たな取組みへの補助金（事業計画作成）

■ **事業引継ぎ支援補助金【郡山市】** 申請：：令和4年3月31日まで

支援機関の支援を受けた事業引継ぎや引継いだ事業の販路開拓等に要する経費を補助

対象：事業引継ぎ支援センター、郡山商工会議所、商工会等の支援を受けて承継した事業の販路開拓等に取り組む中小企業者
 対象経費：事業引継ぎ（事業引継ぎに係る業務のための委託料、謝礼等）
 引継いだ事業の販路開拓等（広報費、展示会出展費、店舗改装費、設備工事費等）
 ※ 交付決定後の契約等で、年度内に支払いまで完了する事業に限る
 補助率等：対象経費の1/2以内（上限30万円）
 問合せ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



■ **BCP等策定等支援事業補助金【郡山市】** 対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

感染症や自然災害など緊急事態時の事業継続・早期復旧のための計画策定を支援

対象：市内に主たる事業所があり、市税等に滞納がない事業者（業種・規模問わず）
 ※支店・工場が独自のBCP策定等をした場合も対象
 対象経費：BCP又は事業継続力強化計画を策定又は改定しており、そのために要した費用（講師謝金、旅費、委託料、使用料及び賃借料、印刷製本費等）
 ※令和3年4月1日以降の申請分は、令和3年4月1日以降に支払った経費に限る
 補助率等：補助率4/5（1事業者当たり上限20万円）
 問合せ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



■ **人材育成補助金【郡山市】**

公的機関等が実施する研修に参加する際の経費の一部を助成

対象事業：中小企業大学校、福島県ハイテクプラザ、福島県立テクノアカデミー郡山、商工会議所、商工会などが開催する研修
 補助金額：上限30万円
 補助率等：1/2以内
 対象経費：受講料と宿泊料（寮費）※宿泊料は県外に限る（前泊分・受講テキスト対象外）
 申込方法：年間受講計画を策定し、研修を申し込みのうえ研修開始日の10日前までに申請書類を提出
 問合せ先：郡山市産業政策課 TEL024-924-2251



■ **雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）【ハローワーク】**

特例措置対象期間：令和4年3月31日まで

従業員を休業させる事業主へ休業手当などの一部を助成

対象：以下の条件を満たす全ての業種の事業主
 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
 ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている



特例措置の主な内容：

- 雇用保険被保険者でない労働者も対象（緊急雇用安定助成金を活用）等
- ※学生アルバイト・パート労働者（所定労働時間が週20時間未満）の方の休業手当についても対象

■ **郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金【郡山市】**

申請期限：雇用調整助成金等の支給決定日の翌日から3カ月以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日まで

雇用調整助成金等の申請に係る社会保険労務士等への手数料の一部を補助

対象：以下の条件を満たす全ての業種の事業主
 1. 中小企業者で、市内に事業所を有する会社又は市内に住所を有する個人
 2. 国の雇用調整助成金等（緊急雇用安定助成金含む）で、労働局長の支給決定を受けていること
 3. 郡山市税等の滞納がないこと



補助内容：社会保険労務士等へ申請書作成のために支払った手数料又は報酬金額の10/10【上限20万円】
 問合せ：郡山市雇用労政課 024-924-2261

■ **新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】**

対象：最近1か月間等の売上高または最近1か月を含む過去6か月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して**5%以上減少**している方 等
 ○国民生活事業（限度額8,000万円）
 返済：設備資金20年以内、運転資金15年以内（いずれも据置5年以内）
 利率：6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（4年目以降は基準利率）
 ○中小企業事業（限度額 直接貸付6億円）
 返済：設備資金20年以内、運転資金15年以内（いずれも据置5年以内）
 利率：3億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（4年目以降は基準利率）



■ **【新型コロナ関連】 マル経融資【日本政策金融公庫／郡山商工会議所】**

対象：当所の地区内に営業所があり経営指導を6ヶ月以上受けている小規模事業者で、最近1か月間等の売上高または最近1か月を含む過去6か月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方
 限度額：通常マル経融資と別枠で1,000万円以内
 返済：設備資金10年以内（据置4年以内）、運転資金7年以内（据置3年以内）
 利率：融資後3年間特別利率F-0.9%（4年目以降は特別利率F）



■ **新型コロナウイルス感染症特別利子補給【中小企業基盤整備機構】**

概要：売上高が急減した事業者などに対して、融資後当初3年間の利子相当額を一括助成
 対象：新型コロナウイルス感染症特別貸付・（新型コロナ関連）マル経融資 等
 要件：①小規模事業者（個人）：要件なし
 ②小規模事業者（法人）：売上高が15%以上減少
 ③中小企業者：売上高が20%以上減少
 問合せ：事務局 TEL. 0570-060515



■ **新型コロナウイルス対策特別資金（有利子型）【福島県】** 取扱期間：令和4年3月31日融資実行分まで

対象：直近1か月の売上が前年比20%以上減少かつ直後3か月間の売上予測が20%以上減少することが見込まれる。（セーフティネット保証4号）
 利率：年1.5%以内（固定） 限度額：8,000万円 融資期間：10年以内（うち据置1年以内）
 その他：利用の際には市町村の認定書が必要
 申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）



■ **伴走支援型特別資金【福島県】** 取扱期間：令和4年1月4日から3月31日融資実行分まで **新規**

対象：下記①②いずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を作成した中小企業者
 ①セーフティネット保証4号：新型コロナウイルス感染症に係るものに限る
 ②セーフティネット保証5号：指定業種に属する事業であり、売上高等減少率が15%以上のものに限る（減少率が5～15%未満の場合は対象外）
 利率：年1.5%以内（固定） 限度額：4,000万円 融資期間：10年以内（うち据置5年以内）
 その他：利用の際には市町村の認定書が必要
 申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）



■ **売上高等減少対策資金融資【郡山市】** 取扱期間：令和4年3月31日融資実行分まで

要件：最近1か月間の売上高又は販売数量が平成31年2月から令和2年1月の期間の同月に比して15%以上減少、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が15%以上減少することが見込まれる方 他
 限度額：1,000万円 融資期間：7年以内（うち据置1年以内）
 その他：信用保証料補助（100%・限度額50万円）・利子補給補助制度（100%）あり
 申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）



■ **融資返済計画変更等支援補助金【郡山市】** 対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日 **拡充**

要件：借入返済等における条件変更を行った中小企業者で、認定支援機関により経営改善計画、**早期経営改善計画書**を策定し、福島県信用保証協会に信用保証料を支払った中小企業者
 対象経費：福島県経営改善支援センターに事業利用申請を行い、経営改善計画策定にかかる費用のうち認定支援機関に支払った経費及び福島県信用保証協会に支払った信用保証料
 補助額：補助対象経費全額

